

三菱 UFJ 年金情報

Mitsubishi UFJ Pension Report

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

2015年8月号

《目次》

《上場企業の退職給付の状況》 IFRS 任意適用企業の退職給付関連数値集計	… 1
《確定給付企業年金の財政状況》 平成 26 年度財政決算を終えて	… 7
《退職給付制度設計のポイント その 5》 年金未移行部分の移行割合引上げ	… 14
《退職給付会計に関する話題》 修正国際基準における退職給付の取扱い	… 18
《アドリブ経済時評》 世界最小の洗濯機は省エネ、省資源	… 23

本誌およびバックナンバーは弊社ホームページにて掲載しております。

弊社ホームページアドレス：<http://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/nenkin.html>

上場企業の退職給付の状況

IFRS 任意適用企業の退職給付関連数値集計

2015年6月時点でIFRSの任意適用企業は、59社（うち1社は、2015年12月期の第一四半期決算から適用、他に新規上場予定会社が2社適用）あります。社数では同時点での上場企業合計3,495社の1.7%に過ぎませんが、時価総額では16%、退職給付債務の残高では17%（ただし、2013年度ベース）とかなりの比率を占めています。今月はそのIFRS任意適用企業の退職給付関連数値を分析します。IFRSの退職給付会計は日本基準と異なる部分があり、日本基準を適用する企業と共通する部分と相違する部分があります。

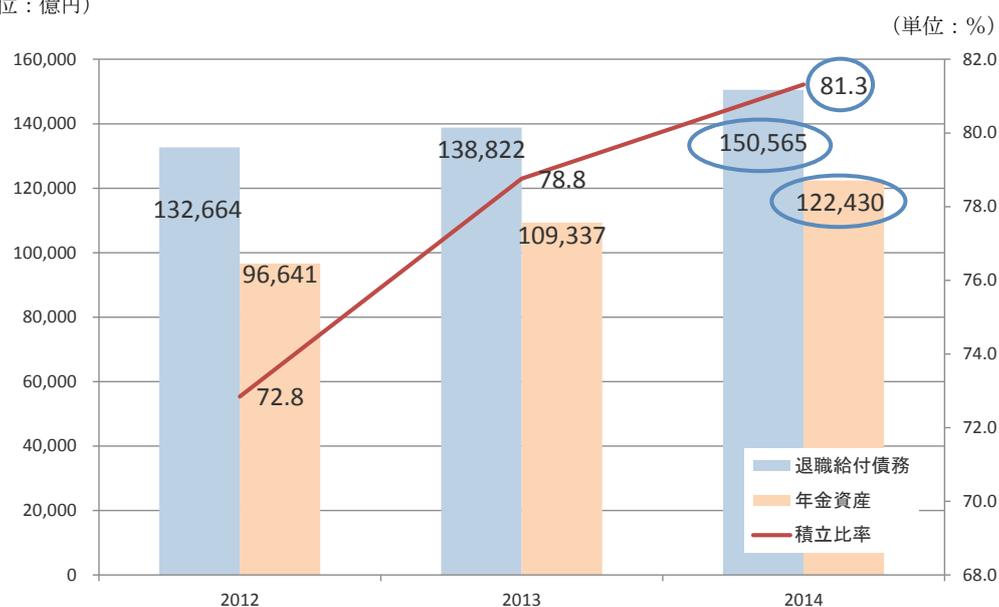
1. 積立状況が好転

本稿の分析対象企業は、6月時点のIFRS任意適用会社59社のうち、年度決算を実施し、注記において退職給付会計の詳細データを開示している（確定給付型制度を実施し、退職給付債務が存在する企業）48社です。なお、IFRSを初めて適用する場合、貸借対照表は3期間分（前年度期首＝前々年

度末、前年度末、当年度末）、損益計算書は2期間分（前年度、当年度）が開示されるため、初めて適用した会社については、日本基準（あるいは米国基準）との比較による基準変更の影響も確認することができます。ちなみに、直近年度で初めてIFRSを適用した会社は25社あります。

（図表1）IFRS 任意適用企業の積立状況推移

（単位：億円）



図表1に示したとおり、2014年度の退職給付債務は15兆565億円(前年度比8%増)、年金資産は12兆2,430億円(同12%増)、積立比率(年金資産/退職給付債務)は81%となっています。なお、2013年度の上場企業の退職給付債務は82.8兆円であり、IFRS任意適用企業はその17%を占めています。

年金資産の増加は、運用パフォーマンスの好調によるものですが、退職給付債務の伸び率も比較的高くなっています。図表2の退職給付債務の期首期末の調整表を見る

と、割引率の変更を中心とした財務上の仮定の変更による影響で退職給付債務が大きく増加しています。なお、IFRSでは、このように再測定(日本基準における数理計算上の差異と同じ概念)について発生要因別に数値を開示することになっています。財務上の仮定は割引率の他、キャッシュバランズプランにおける再評価率の変更、人口統計上の仮定の変更は死亡率の変更等による差異です。その他はそれ以外の要因(実績と見込の差)ということになります。

(図表2) 退職給付債務の期首期末調整表

(単位:億円)

	合計		1社平均	
	2013	2014	2013	2014
期首退職給付債務	132,664	138,822	2,764	2,892
勤務費用	4,465	4,197	93	87
利息費用	2,662	2,778	55	58
再測定	428	11,038	9	230
人口統計上の仮定の変更	▲ 77	211	▲ 2	4
財務上の仮定の変更	378	10,593	8	221
その他	126	235	3	5
過去勤務費用	▲ 1,133	▲ 560	▲ 24	▲ 12
給付支払額	▲ 6,698	▲ 6,769	▲ 140	▲ 141
清算・縮小	▲ 441	▲ 2,196	▲ 9	▲ 46
為替換算差額	4,712	2,725	98	57
従業員拠出	44	36	1	1
連結範囲の異動	2,089	501	44	10
その他	30	▲ 7	1	▲ 0
期末退職給付債務	138,822	150,565	2,892	3,137

また、為替が円安に振れ、海外制度の退職給付債務の円換算価格が上昇したことも退職給付債務の増加要因となっています。もっとも、為替換算差額については、あくまで円換算価格の修正であり、それにより積立状況さらには現地通貨ベースでの費用

や資金負担が変わるわけではありません。

一方、年金資産の期首期末の調整表は図表3のとおりです。好パフォーマンスを映して2年連続で再測定(利息収益を除く制度資産の収益)が大幅に増加しています。利息収益は、年金資産×割引率で算出され

るため、実際の収益から利息収益を差し引いた額が資産サイドの再測定ということになります。なお、日本基準の数理計算上の差異は、実際の収益から期待運用収益を差し引いた額ですから、両者の差異は年金資産×(期待運用収益率－割引率)ということになります。ちなみに、利息収益と再測定の合計額(2,326億円+1兆1,011億円=1兆3,337億円)は期首年金資産に対し、

12.2%となります。

IFRSでは期待運用収益が廃止されたことに伴い、期待運用収益の代わりに利息収益が費用要素となりますが、通常は、期待運用収益率>割引率であるため、好パフォーマンス時に発生する再測定は日本基準の数理計算上の差異より大きく、パフォーマンスが低調な場合の再測定は日本基準より小さくなります。

(図表3) 年金資産の期首期末調整表

(単位：億円)

	合計		1社平均	
	2013	2014	2013	2014
期首年金資産	96,641	109,337	2,013	2,278
利息収益	2,113	2,326	44	48
再測定(利息収益を除く制度資産の収益)	5,490	11,011	114	229
給付支払額	▲ 5,461	▲ 5,258	▲ 114	▲ 110
事業主拠出	5,334	5,105	111	106
従業員拠出	183	137	4	3
為替換算差額	3,752	2,410	78	50
連結範囲の異動	1,476	74	31	2
清算・縮小	▲ 275	▲ 1,752	▲ 6	▲ 37
その他	82	▲ 960	2	▲ 20
期末年金資産	109,337	122,430	2,278	2,551

2. 再測定はトータルではほぼゼロ

IFRSと日本基準とでは、費用の計上方法が大きく異なります。具体的には、①上述のとおり期待運用収益が廃止され、代わりに純利息(利息費用と利息収益の差)が費用要素となる、②前提条件と実績との乖離あるいは前提条件の変更により発生する再測定は、その後損益計算書に計上しない(ノンリサイクリング)、③発生した過去勤務費用は発生した期に全額費用として処理する、という3点です。

図表4には、損益計算書(PL)に計上される費用(ただし、清算・縮小の損益は除

いています)を示していますが2014年度は4,088億円と前年度に比べ5.3%増加しています。勤務費用、純利息はともに減少していますが、費用の減少要因となる過去勤務費用(債務の減額)の発生額が減少したことが影響しています。

PLには反映されませんが、再測定は退職給付債務での損失発生を年金資産での差益発生で吸収し、損益はほとんど中立となっています。本誌6月号(2014年度の退職給付関連データ分析(速報))で日本基準を適用している会社の分析を行い、割引率低下

で退職給付債務が増加し、積立状況が悪化した企業も少なくないと指摘しましたが、そうした状況が起こり得ることがこのデータで分かります。なお、日本基準では割引率に関して重要性基準があり、その重要性基準を適用している会社では割引率の変更の影響に関して社別にばらつきが生じる可

能性があります。なぜなら、重要性基準は退職給付債務の変動が10%以内に収まる場合には、割引率を見直さないことができるというものであるため、割引率を変更しない場合には影響がまったくなく、逆に割引率の変更が必要になった場合には10%以上の増減になってしまうからです。

(図表4) 退職給付費用の推移

(単位：億円)

		合計		1社平均	
		2013	2014	2013	2014
P L 計 上 分	勤務費用	4,465	4,197	93	87
	純利息	549	452	11	9
	利息費用	2,662	2,778	55	58
	利息収益	▲ 2,113	▲ 2,326	▲ 44	▲ 48
	過去勤務費用	▲ 1,133	▲ 560	▲ 24	▲ 12
	合計	3,881	4,088	81	85
O C I	再測定	5,062	▲ 27	105	▲ 1
	退職給付債務	▲ 428	▲ 11,038	▲ 9	▲ 230
	制度資産	5,490	11,011	114	229
	DC拠出額	1,703	2,033	35	42

(注)OCIはその他の包括利益 (Other Comprehensive Income=OCI)

IFRSと日本基準とでは、費用の計上方法に差があるため、その影響について見たのが図表5です。直近年度で初めてIFRSを適用した企業は、冒頭に指摘した通り、日本基準とIFRSの両方の数値が分かるため、前年度の実績で差異を比較したものです。

本来であれば、勤務費用はIFRSと日本基準とで変わらないはずですが、実際には差が生じています。これは、2014年3月期決算での勤務費用が日本基準の改正前基準で算出されたためと考えられます。つまり、勤務費用の期間帰属計算、割引率の設定方法が改正前基準で行われていたためです(退職給付債務の額も異なるため、利息費

用にも影響は出ています)。

その他の違いは、期待運用収益廃止及び未認識項目の費用処理の有無による影響ということになります。前者に関しては、通常、期待運用収益率>割引率と考えられるため、純利息(「利息費用-利息収益」)は「利息費用-期待運用収益」より高く算出されると考えられます。実際、日本基準では、利息費用1,382億円に対し、期待運用収益1,773億円と収益が費用を上回っていましたが、IFRSでは利息費用(1,601億円)が利息収益(1,257億円)を上回っています。日本基準では「積立水準」と「期待運用収益率と割引率の差」の2つの要因が収支差

に影響を及ぼしますが、IFRSでは収支差の決定要因は「積立状況」のみとなります。

(図表5) 日本基準とIFRSとの差異(2014年3月期決算) (単位:億円)

	日本基準			IFRS	
	合計	1社平均		合計	1社平均
勤務費用	2,809	112	勤務費用	3,038	122
利息費用(A)	1,382	55	利息費用(C)	1,601	64
期待運用収益(B)	▲1,773	▲71	利息収益(D)	▲1,257	▲50
(A)+(B)	▲391	▲16	(C)+(D)	344	14
未認識項目の費用処理額	1,615	65	過去勤務費用	▲994	▲40
過去勤務費用の処理額	▲731	▲29			
数理計算上の差異の処理額	2,340	94			
退職給付費用(その他とも合計)	4,033	161	退職給付費用	2,389	96

ノンリサイクリングに起因する費用の変動は再測定の発生状況によるため、一概には言えません。2014年3月期について言えば、数理計算上の差異の費用処理の負担が重かったため、費用処理を行わないIFRSへ移行したことは費用を圧縮する要因となっています。ここにきて運用環境は好転したものの、退職給付会計が導入された2000年以降はパフォーマンスが低調で、かつ金利も低下傾向にあったため、現在も数理計算上の差異が費用を押し上げる要因になっている会社は多いと考えられます。そうした企業がIFRSを適用すると償却負担が減少し、PLに計上される費用は圧縮されることとなります。

過去勤務費用は日本基準では遅延認識、IFRSでは発生時に全額を費用計上します。制度変更は給付増額、減額いずれのケースもありますが、給付を減額改定した場合にはその後の費用を低下させる要因となっています。こうした企業がIFRSに変更すると費用を増加させる要因となります。

なお、再測定に関しては“その他の包括利益(Other Comprehensive Income=OCI)”

に計上されます。OCIとして計上された再測定は、その後損益計算書に計上されることは認められていませんが、利益剰余金に振り替えることは認められています(リサイクリングは損益計算書を通じて、OCIを利益剰余金に振り替える処理であるのに対し、損益計算書を経由せず直接利益剰余金に振り替えるわけです)。集計した48社中、36社はOCIに計上後、ただちに利益剰余金に振り替える処理を行っています。ただし、利益剰余金に振り替えても、OCIとして計上していても自己資本の額は同じです。

IFRSの費用要素のうち、変動可能性が高くなるのは過去勤務費用が発生した場合のみです。パフォーマンス等の影響で純利息は増減しますが、その変動については日本基準を適用している場合と大きな差異はありません。何よりその変動が極めて大きい場合、その変動をその後の損益に織り込む必要がある日本基準の費用変動はIFRSの比ではありません。要するにIFRSを適用した場合の、PLに“計上される費用”は日本基準に比べて極めて安定的であると言えます。したがって、唯一、制度変更を実施し

た場合にのみ日本基準より費用の変動が激しくなると言えます。

3. 0.5%の割引率低下で1兆円を超す債務増加

IFRSでは数理計算上の仮定について、その変動が退職給付債務の額に重要な影響を与えると考えられる場合に、その影響額(感応度)を開示することが求められています。数理計算に用いられる基礎率には、割引率、死亡率、インフレ率などがありますが、日本の企業年金制度に関しては給付額がインフレに応じて増額されることはないため、インフレ率の感応度分析は必要ないと考えられます(海外子会社でインフレスライドのある制度を実施している場合は、感応度分析が必要となる場合があります)。死亡率

は、退職一時金や企業年金でも確定年金の場合には、変動しても重要な影響は与えないと考えられます。終身年金を実施している場合で、変動すると重要な影響を与えると判断されれば、死亡率の変動による影響額を開示することになります。

割引率は、通常、その変動により退職給付債務の残高に重要な影響を与えると判断されるため、開示が必要と考えられます。事実、集計対象としたすべての会社が、割引率変動による感応度を開示しています。

(図表6) 割引率の金利感応度と割引率の推移

	合計	1社平均
0.5%上昇	▲ 8,566	▲ 204
0.5%下落	11,895	264

(注)1社平均は開示している社数での平均
0.5%上昇は42社、0.5%下落は45社

図表6に示した通り、0.5%下落すると集計対象企業の退職給付債務が、1兆1,895億円増加します(1社平均では264億円の増加)。割引率の平均は1.12%と前年に比べ0.34ポイント低下していますが、この平均割引率は国内外の制度を区別して開示している会社については日本の制度について集計し、1.0~1.5%のように幅を持たせて開示している会社については、低い方の値を集計しています。したがって割引率が低下し

(単位:億円、%)

	2013	2014
割引率	1.46	1.12

(注)日本と海外の制度を区別して開示している場合は日本制度の割引率を集計

たことを確認するには十分なデータではありませんが、実際の低下幅とは必ずしも一致していません。実際の割引率変更による影響は、財務上の仮定の変更による退職給付債務の増減で確認できますが、前記のとおり1兆円程度の債務の増加となっています。

なお、上場企業全体の退職給付関係数値の分析結果については、9月以降にご案内する予定です。そこで改めてIFRS適用企業との差異が見えてくる可能性があります。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野 正徳

確定給付企業年金の財政状況

平成26年度財政決算を終えて

平成26年度の確定給付企業年金（以下DB年金と言います）の財政状況は、良好な運用環境を背景に、多くの制度で積立水準は前年度比さらに向上しました。

本稿では、平成27年3月末に財政決算を終えた弊社総幹事先DB年金（315件）の集計結果を見た上で、自社DB年金の積立水準と平均値との比較をどのように捉えればよいのか、今後の積立水準を検討する際の留意点は何か等について考察します。

1. 継続基準の積立水準

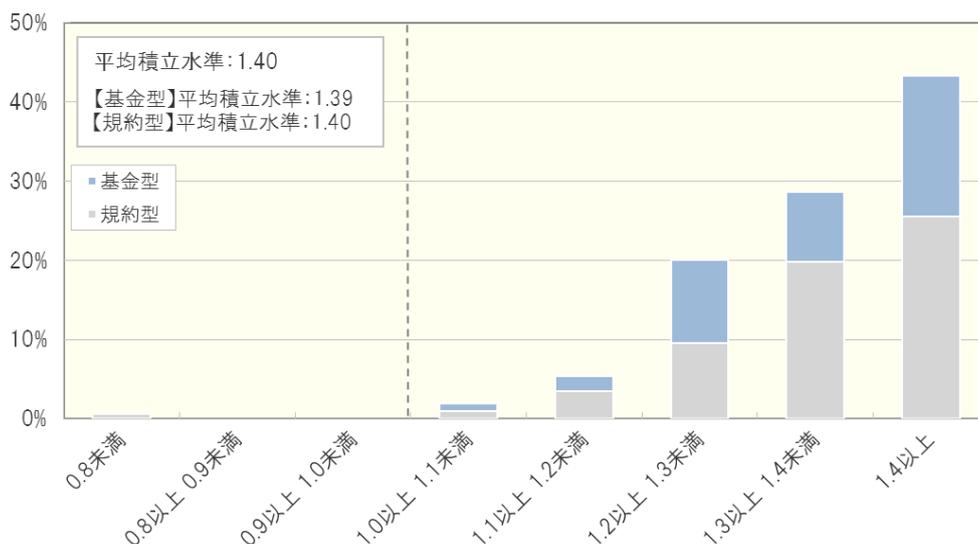
（1）責任準備金に対する積立状況

継続基準の掛金見直しの判定基準となる（数理上資産＋許容繰越不足金）の責任準備金に対する積立水準は図表1のとおり、平均1.40となっています。

この比率が1.0未満になると、次回財政再計算を待たずに掛金の見直しが必要になります。ほとんどの制度で1.0を超えています。

積立水準の平均値は、昨年度の1.34から0.06ポイント上昇していますが、この背景は、平成26年度の運用利回りが好調であったことです。図表2のとおり、平成26年度の運用実績の平均は11.06%であり、平成24年度10.82%、平成25年度8.43%（いずれも弊社総幹事DB年金の3月決算先）と3年連続で好調を維持しています。

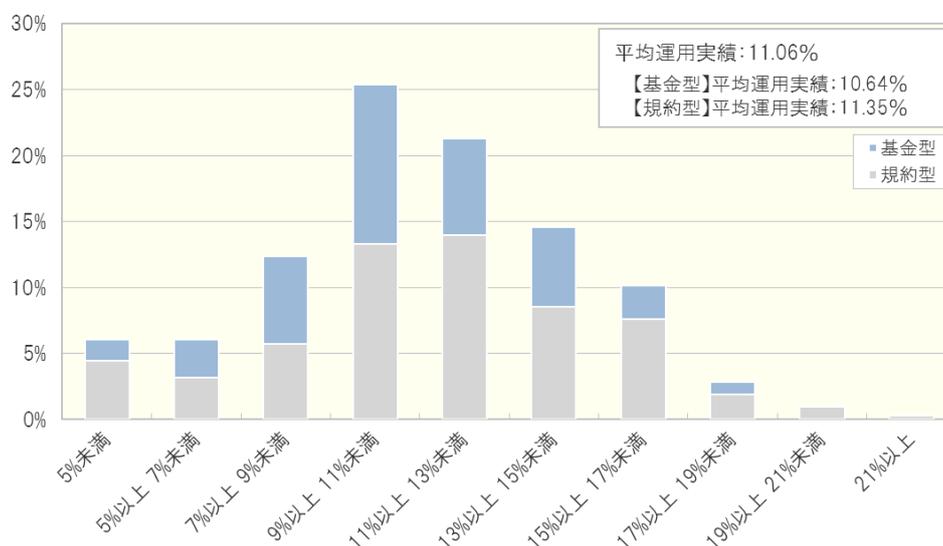
（図表1）（数理上資産額＋許容繰越不足金）／責任準備金



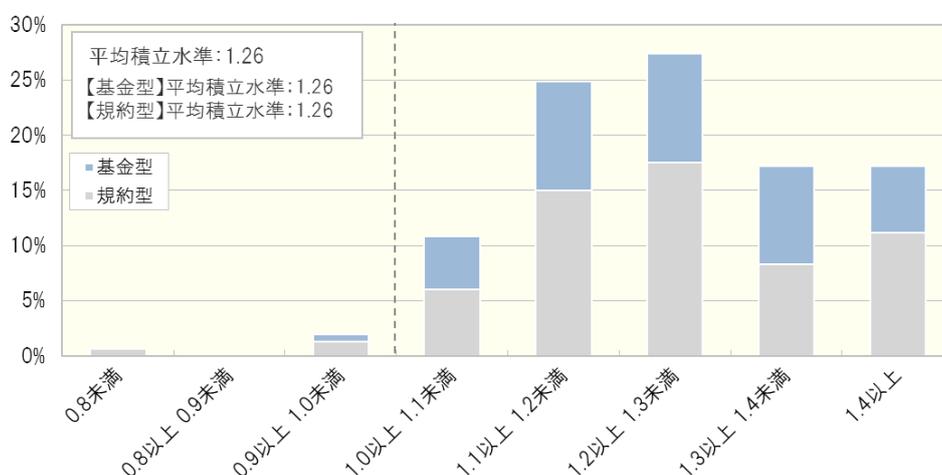
なお、各制度の運用実績は年金資産の
セットミックスにより異なるため、平均値

との比較はあくまでも参考としていただく
のが望ましいと考えます。

(図表 2) 運用実績(時価ベース利回り)



(図表 3) 純資産額／責任準備金



図表 3 は、純資産額の責任準備金に対する積立水準を表しています。こちらも、ほとんどの制度で 1.0 を超えており、財政決算上は、これらの制度では剰余金を保有していることとなります。

平均値は、昨年度の 1.21 から今年度 1.26 に上昇しており、平均的には、責任準備金の 26% に相当する剰余金を有し、財政運営

上は、一定の余裕を持った状態であるといえます。

なお、責任準備金は、図表 4 のとおり、数理債務から特別掛金の収入現価である未償却過去勤務債務残高を控除した額のため、未償却過去勤務債務が残っている場合は、当該金額を年金資産と見做した場合における剰余金であることに留意が必要です。

(図表4) 責任準備金の算出方法



特別掛金の残余償却期間の分布は図表5のとおりですが、特別掛金による償却が既に終了している制度も20%強あり、平均的には今後6年で償却が終了する見込みです。

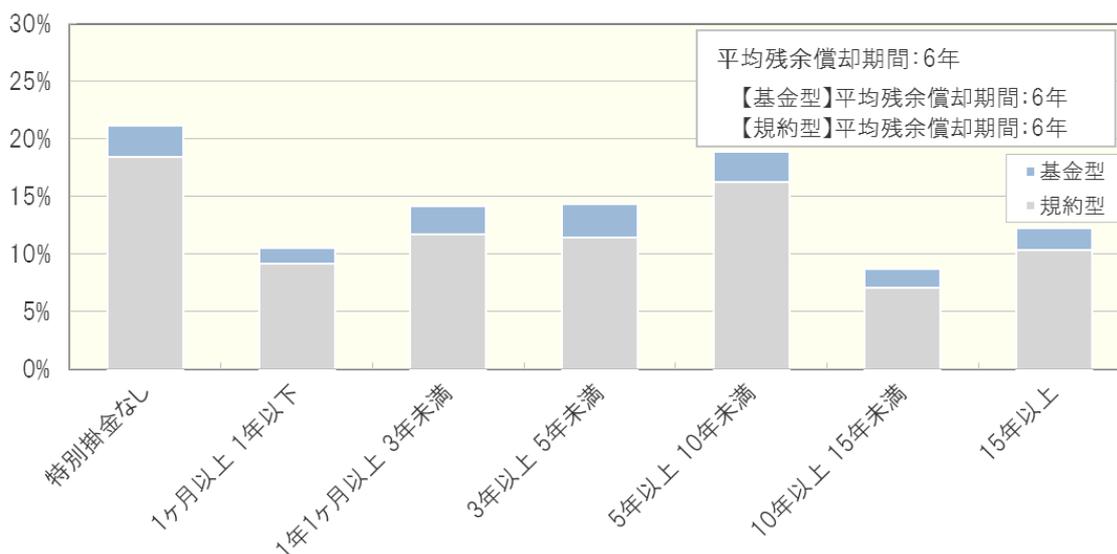
一方、残余償却期間が10年を超える制度も一定割合ありますが、この背景としては、退職金制度からの移行割合の引上げなどの給付改善を実施し、特別掛金の負担増を抑

えるため償却期間を延長したこと等が考えられます。

財政運営上、未償却過去勤務債務はできる限り早期に償却を進めることが望ましく、事業主に掛金負担余力がある場合、償却期間の短縮や定率償却への変更による特別掛金の引上げは、規約変更の届け出を行うことにより、常時可能です。

(図表5) 特別掛金の残余償却期間

【集計対象:過去1年間の決算先】



※ 同一制度で複数の特別掛金を設定している場合は、最長の残余償却期間を集計対象としています。

(2) 数理債務に対する積立状況

図表6は、純資産額の数理債務に対する積立水準であり、平均値は、昨年度の0.95から今年度1.08に大幅に上昇し、平均的には、純資産額が数理債務を超える資産超過の状態にあるといえます。

平均値とはいえ、このような資産超過の状態になったのは、平成14年4月1日の確定給付企業年金制度創設以来、初めてのことです。

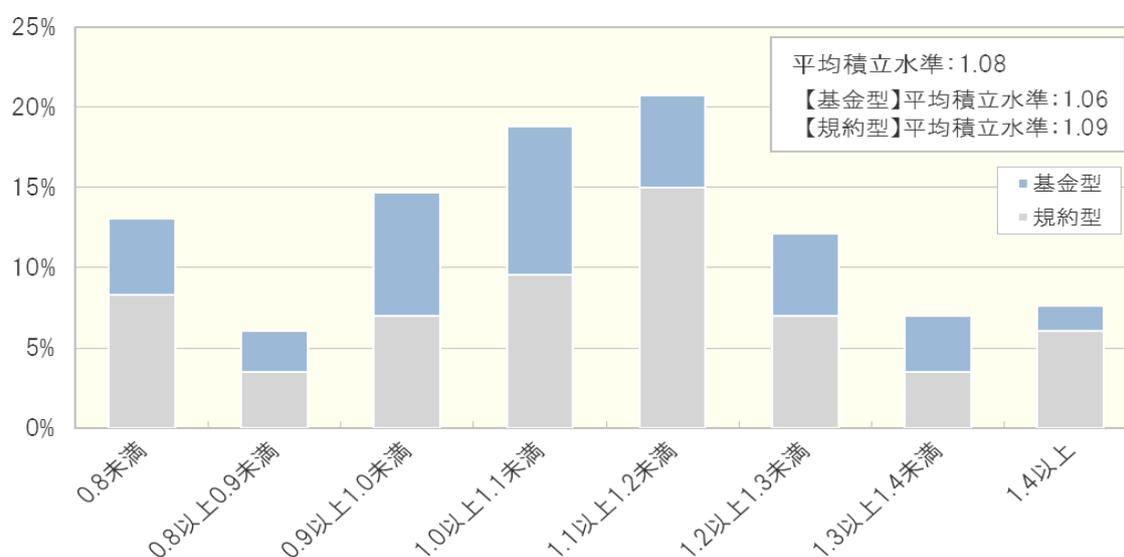
また、前年度からの上昇率が、責任準備金等に対する積立水準の上昇率より高い伸びになったのは、多くの制度で未償却過去勤務債務の償却を積極的に進めたことが要因といえます。

自社DB年金の積立水準と平均値を比較する場合、数理債務は予定利率の水準により大きく異なるという点に留意が必要です。

数理債務は予定利率が低いほど大きくなりますので、予定利率を低く設定している制度ほど、未償却過去勤務債務の償却が終了した時点では、将来の給付に備えた実質的な積立水準は高くなるといえます。

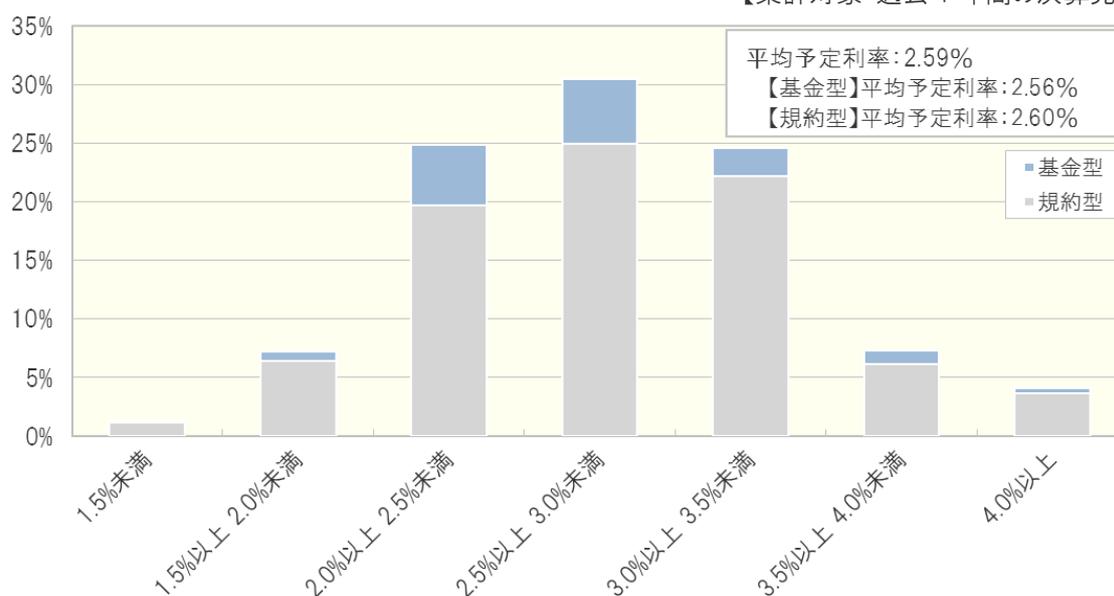
ちなみに実際に採用されている予定利率の分布は図表7のとおりです。

(図表6) 純資産額/数理債務



(図表7) 継続基準の予定利率

【集計対象: 過去1年間の決算先】



※ 同一制度で複数の予定利率を設定している場合は、最も低い率を集計対象としています。



2. 非継続基準の積立水準

非継続基準の財政検証は、最低積立基準額（未認識額控除後）に対する純資産額の積立比率に基づき行われ、基準となる積立比率は、3月決算の場合、平成26年度は0.96

以上、平成27年度は0.98以上、平成28年度以降は1.00以上です。

なお、非継続基準の検証基準は、図表8のとおりです。

(図表8) 非継続基準の検証基準

- ① 純資産額／最低積立基準額（未認識額控除後） \geq 一定率A \Rightarrow 掛金見直し不要
- ② 一定率A $>$ 純資産額／最低積立基準額（未認識額控除後） \geq 一定率B の場合、過去3事業年度において、
 - ①を満たす年度が2回以上 \Rightarrow 掛金見直し不要、1回以下 \Rightarrow 掛金見直し要
- ③ 一定率B $>$ 純資産額／最低積立基準額（未認識額控除後） \Rightarrow 掛金見直し要

財政決算日	27.3.31~28.3.30	28.3.31~29.3.30	29.3.31~
一定率A	0.96	0.98	1.00
一定率B	0.86	0.88	0.90

なお、未認識額とは、適格年金から権利義務移転した場合や給付改善時の経過措置（激変緩和措置）として、最低積立基準額から一定期間控除できる額をいう

最低積立基準額算定用の予定利率は、30年国債応募者利回りの5年平均利回りに基づき、毎年、厚生労働省告示で示され、平成25年度の2.13%から平成26年度は2.00%に低下しました。（平成27年度は1.90%）

当該予定利率の低下は、最低積立基準額の増加要因になりますが、図表9のとおり、

純資産額の最低積立基準額（未認識額控除後）に対する積立水準の平均値は昨年度の1.38から今年度は1.47に上昇しています。

この背景は、数理債務に対する積立水準の上昇と同じく、平成26年度の好調な運用利回りと未償却過去勤務債務の償却を積極的に進めたことが要因といえます。

(図表9) 純資産／最低積立基準額(未認識額控除後)



図表10は、未認識額控除前の最低積立基準額に対する積立水準であり、最低積立基準額の総額に対する積立水準のため、図表9の未認識額控除後の積立水準よりは低くなっていますが、それでも平均は1.38であり、継続基準の数理債務に対する積立水準の平均1.08（図表6）を大幅に上回っています。

これは、最低積立基準額の方が数理債務より平均的に小さいためですが、その理由としては次の点が挙げられます。

①数理債務は、定年退職した時の給付額まで予測して債務を算定しますが、最低積立基準額は決算年度末で加入者全員が制度を脱退すると仮定して算定した債務であり、将来の勤務期間は債務の算定に反映されていないこと

*継続基準の予定利率と非継続基準の予定利率が同じと仮定した場合、最低積立基準額の方が数理債務より、一般に20%~30%前

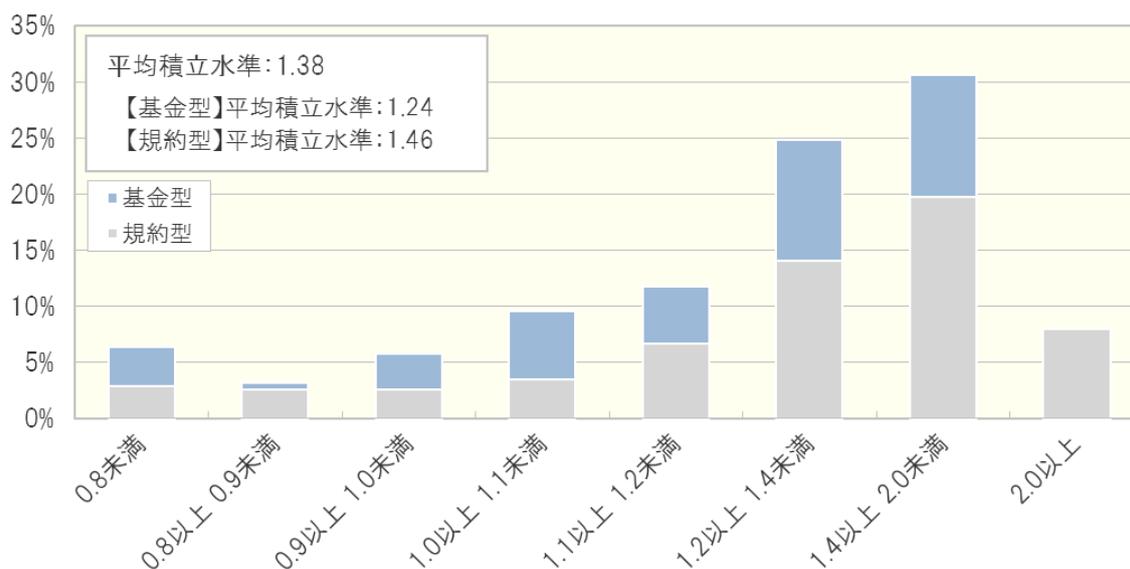
後小さくなる

*特に、定年部分の給付を厚くしている制度や自己都合退職減額率を短期勤続者ほど大きくしている制度では、この傾向が顕著になり、このような制度が平均値を押し上げている

②非継続基準の予定利率は、今年度2.00%で、継続基準の予定利率の平均2.59%よりは低い水準ですが、経過措置により、非継続基準の予定利率は、0.8~1.2を乗じた率とすることができ、弊社総幹事先DB年金では、約7%の制度で1.2を乗じており、当該制度では、最低積立基準額は小さく算定されていること

上記のような制度設計による格差を小さくするために、最低積立基準額の計算方法について、私見ですが、予測単位積増方式の考え方を導入するなど、工夫の余地はあると考えます。

（図表10）純資産／最低積立基準額（未認識額控除前）



3. 積立水準を検討する場合の留意点

(1) 継続基準と非継続基準の予定利率

平成14年にDB年金が創設されてから数年間は、非継続基準に抵触して特例掛金の拠出を求められる制度がかなりありましたが、最近では急速に減少し、非継続基準の積立水準は前項で見たとおり、むしろ基準を上回る制度が大幅に増加しました。

この背景としては、最近の良好な運用環境だけではなく、多くの制度で、継続基準の予定利率を引き下げ、年金資産の積増しを行ってきたことも要因になっています。弊社総幹事DB年金(3月決算先)の予定利

率を見ると、平成21年度の平均3.00%から平成26年度の平均2.59%と5年間で0.41ポイント低下しました。

継続基準の予定利率を引き下げることにより数理債務が増加し、その水準をめざして年金資産の積立てを行ったことで、非継続基準の積立水準も向上したといえます。

継続基準の予定利率については、非継続基準の予定利率の水準も勘案して設定すると、より安定的な財政運営が可能になるといえます。

(2) 退職給付会計の割引率との関係

退職給付会計が適用になる企業では、平成25年度から、退職給付債務(PBO)と年金資産の差額を貸借対照表に即時認識する基準に改正されており、退職給付会計と年金財政との関連性は益々高まっています。

図表11は、継続基準、非継続基準の予定利率と退職給付会計の割引率が同じと仮定した場合の退職給付債務と数理債務、最低積立基準額の3つの債務の一般的な大小関係を図示したものです。

退職給付債務の算定に使用する割引率は、期末の貸借対照表日時点の安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定することとされており、上場企業(簡便法適用先等を除く2,913社)の平成25年度の割引率

の平均は1.37%(日経メディアマーケティング社データより弊社集計)であり、平成26年度はさらに低下していると推測されます。

予定利率と割引率が同じであれば、一般に数理債務の方が退職給付債務より大きくなりますが、継続基準の予定利率より割引率の水準が大幅に低い場合は、数理債務に対して満額の積立状態であっても、退職給付会計上は、積立不足(「退職給付に係る負債」の計上)になるため、該当する企業では、会計上の割引率の水準に対して、年金財政上の予定利率をどの水準に設定していくかも重要な検討課題であると考えます。

(図表11) 退職給付債務、数理債務、最低積立基準額の関係



年金コンサルティング部 位田 周平

退職給付制度設計のポイント その5

年金未移行部分の移行割合引上げ

日本の企業年金制度、特に、確定給付企業年金制度は、その多くが、退職一時金からの移行によって設計されています。ただ、その移行割合は各企業まちまちであり、様々な狙いを踏まえて、決定されたものと思われます。今月号では、退職一時金（年金未移行部分）から確定給付企業年金（以下、DB制度という）に移行することによって得られるメリットについて考えてみたいと思います。

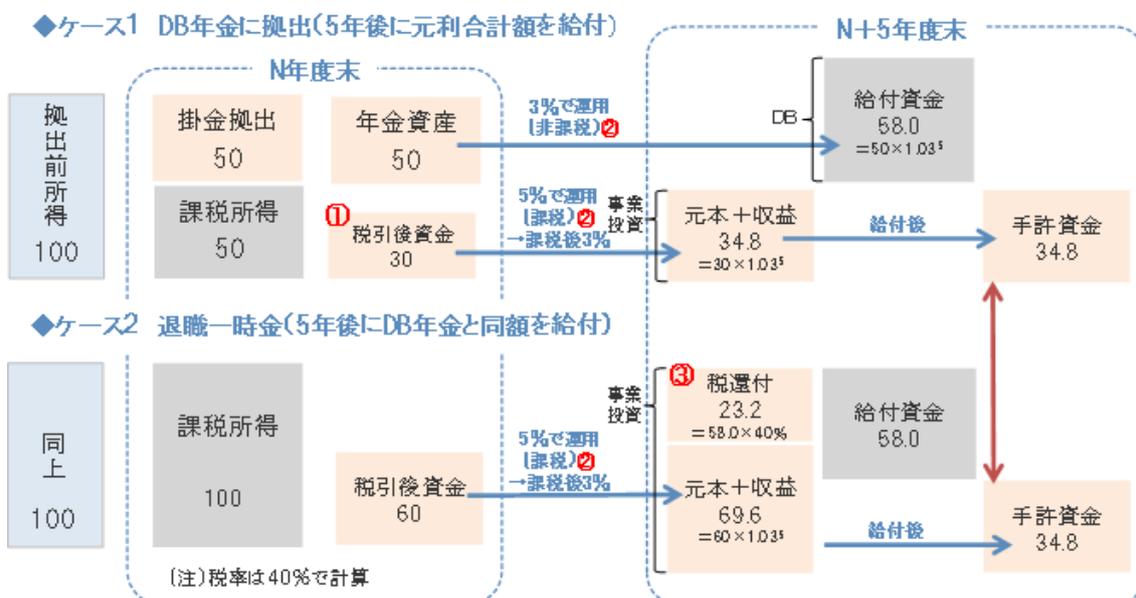
1. 移行割合引上げのメリット

(1) 税務面のメリット

退職一時金制度の場合、給付の為の資金は外部に積立てられず、社内に留保されることになります。この場合、運用収益は課税され、給付時に給付額が損金算入されます。一方、DB制度を運営する場合、年金資産の運用収益には特別法人税が課税される

ことになっておりますが、課税が凍結されて（現在の凍結措置は平成29年3月末まで）おり、実質的には非課税です。また、掛金拠出時に掛金額が損金算入されます。これらの内容を数字で検証したものが、図表1です。

(図表1) 年金制度と退職一時金の運用収益と課税の関係



ケース1は、DB年金において掛金を50
拠出し、5年後に年率3.0%の元利合計を給
付する設計、ケース2は、5年後にDB年金
と同額を退職一時金で給付する設計としま
す。DB制度では掛金を拠出した時点で損金
となるため、掛金拠出前の所得を100とす
ると課税所得は掛金50を差し引いた50と
なり、税率40%とすると手許には30の資
金が残ります(①)。一方、退職一時金制度
では給付時点で損金算入されるため、N年
度末の課税所得は100であり、手許には税
引き後の資金60が残り、5年後に給付を行
った時点で給付額が損金となります(③)。

年金資産は非課税(特別法人税凍結を前
提)、税金を支払って社内留保された手許資
金は課税での運用になります。ここでは、
年金資産の運用収益率を3%、社内での運
用は収益率5%としています(②)。この水
準は、年金資産の運用収益が非課税である

(2) 資金負担面のメリット

退職一時金制度でもDB制度でも従業員
が退職した時に、給付額を支払うという構
造は同じですが、事前積立のスキームがな
い退職一時金制度では、従業員の退職時に
都度、資金を用立てる必要があるのに対し、
計画的に拠出する掛金で事前積立を行って
いるDB制度では積み立てた年金資産から
の資金で給付を賄えます。このため、退職

(3) 企業会計における貸借対照表上のメリット

退職給付会計では、退職給付債務と年金
資産の差額が貸借対照表に表示されます。
したがって、積み立てる資産のない退職一
時金制度は退職給付債務の額がそのまま
“退職給付に係る負債”として貸借対照表

ため、その効果を検証するためです(法人
税率を40%とすると、 $3\% \div (1 - \text{法人税率})$
 $= 5\%$)。

年金制度の場合、給付は年金資産で賄わ
れ、社内留保された資金の元利合計の34.8
が手許に残ります。退職一時金の場合も、5
年目終了時点で58.0の給付を支払います。
当初の資金60を運用した元利合計は69.6
であり、ここから給付額を差し引くと11.6
が残ります。また、退職金を支払うとこの
時点で損金となるため、税の戻りが23.2
($58.0 \times 40\%$)あります。結果的に、手許
資金はどちらも同じになります。

数値例で示したとおり、社内に留保され
た手元資金を「年金資産の収益率 \div (1-法
人税率)」を超える収益率で運用できない限
り、DB制度での運用にメリットがあると言
えます。

一時金制度からDB制度へ移行すると、資
金負担が平準化されるというメリットがあ
るといえ、当然、移行割合が高いほど、平
準化効果も高くなります。

また、今後数年間かけて法人税率を徐々
に引き下げていくことが見込まれていま
すが、こうした状況では早い段階で損金計上
することがメリットになると考えられます。

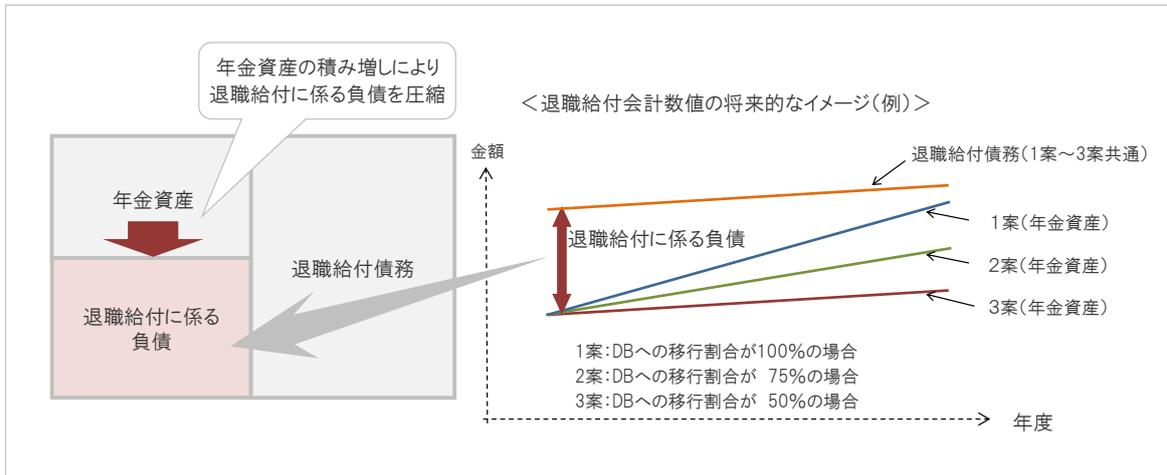
に計上され、DB制度を実施する場合に比べ
総資産が膨らむこととなります。この退職
給付に係る負債を圧縮するには、退職一時
金制度をDB制度へ移行し、掛金拠出によ
る年金資産の事前積立スキームを取り入れ



ることで実現できます。退職給付制度全体に対する年金資産の割合を高めていくこと
によって、将来的に退職給付に係る負債の

金額を圧縮することが可能です。(図表2ご参照)

(図表2) 移行割合の違いによる退職給付会計への影響額推移のイメージ(例)



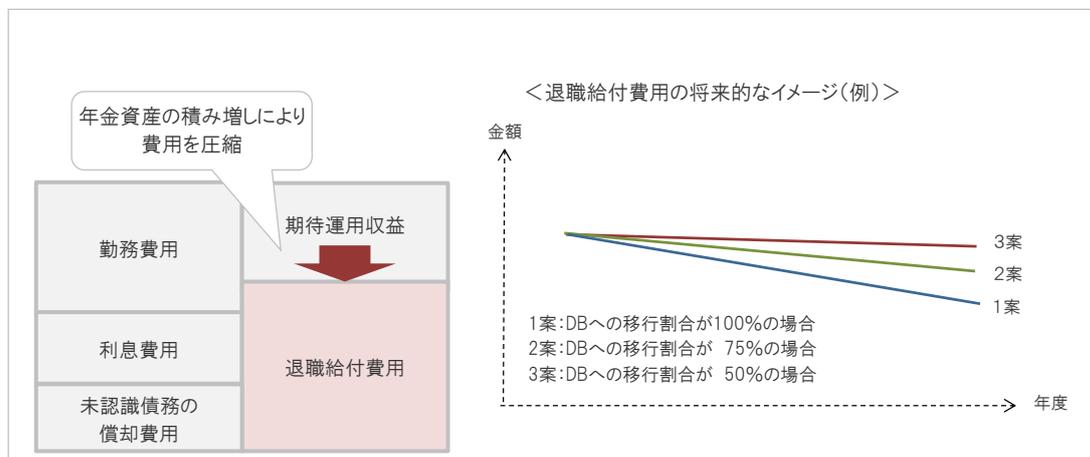
(4) 企業会計における損益計算書上のメリット

退職給付制度にかかる費用(以下、「退職給付費用」という)は、企業会計における損益計算書上、人件費として扱われます。この退職給付費用は、勤務費用と利息費用から、期待運用収益を控除(未認識債務がある場合は、その償却費用も加減算)して算定されます。したがって、(3)の場合と同様、退職一時金制度を運営している場合

は、これをDB制度へ移行し、掛金拠出による年金資産の事前積立スキームを取り入れることにより、退職給付制度全体における年金資産の割合を高めれば、そこから生じる期待運用収益を増加させることが可能となり、ひいては人件費の削減に寄与します。(図表3ご参照)

但し、運用実績が期待運用収益率を下回

(図表3) 移行割合の違いによる退職給付会計への影響額推移のイメージ(例)



る場合には、数理計算上の差異として遅延認識するため、その後の会計年度の損益に

影響を与えることに留意が必要です。

2. 移行割合引上げの副次的効果

これまで、退職一時金制度をDB制度へ移行する割合を高めることのメリットについてみてきました。移行割合を高めることは、DB制度がもつメリットを高めることにつながることは言うまでもありませんが、同時にDB制度への移行比率を高めることに不安を感じる向きも多いのではないかと考えます。というのは、移行比率を高めると年金資産が増大し、結果的に「資産運用リスク」が増大してしまうのではないかと懸念する人が多いと思うからです。しかし、この「資産運用リスク」は、DB制度のみに存在するのか、あるいは、資産運用リスクが企業にマイナスの影響のみをもたらすかは十分に検討する必要があると考えます。

退職一時金制度を運営する場合は、退職時（給付時）まで、社内に資金が滞留することになります。1.（1）で記載したとおり、この滞留資金は、給付までの間、何らかの運用を行うことになり、運用される以上、DB制度の年金資産と同様、運用リスクが存在します。特に、退職一時金は、資金が何に運用されているかを特定できない為、運用に関するリターンやリスクの水準が把握できず、DB制度と比較して、どちらがリ

スクが高いか、あるいは、リスク・リターンが効率的かということは一概には言えません。この点を考えると、退職一時金をDB制度に移行して、事前積立資産をもつことで、リスク・リターンが見えるようになる（可視化される）ことは意義があるといえるのではないのでしょうか。リスク・リターンが可視化できると、それを厳格に管理するようになり、結果的に効率的な資産運用ができるというメリットにつながります。加えて、この効率的な資産運用が、（母体企業の倒産リスクから隔離された）社外積立スキームで行なえるということは、受給権保護の観点でも非常に有意義だと言えます。

このように、同じ確定給付型制度である退職一時金とDB制度を比較すると、DB制度の方がよりメリットが大きいことを確認いただけたかと思います。未移行部分を年金制度へ移行するという場合には、DBに移行するのがいいのか、DCに移行するのがいいのかという検討は必要ですが、確定給付のスキームを重視するのであれば、DBへの移行が退職給付制度運営の効率化へつながる可能性があるといえるのではないのでしょうか。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 田尻 一臣

退職給付会計に関する話題

修正国際基準における退職給付の取扱い

2015年6月30日に企業会計基準委員会（ASBJ）より、修正国際基準が公表されました。修正国際基準は、IFRS（国際会計基準）の任意適用企業拡大のための施策の1つとして開発が行われたもので、純粋なIFRSとは別に、IFRSの個別基準毎にその内容を検討し、必要があれば削除あるいは修正を行うというエンドースメント作業に基づき策定された基準です。純粋なIFRSとは“のれんの償却の有無”と“リサイクリング（組替処理）の取扱い”の2点が主な差異となっています。修正国際基準が加わったことで、今後、日本企業が適用可能な会計基準は4つ（日本基準、米国基準、IFRS、修正国際基準）となりますが、退職給付に関してはいずれの基準も異なる内容となっています。以下、修正国際基準における退職給付の取扱い及び他基準との差異についてご紹介します。なお、本稿における意見は、筆者個人のものであり、所属する組織のものでないことを予め申し上げます。

1. 修正国際基準開発の経緯

IFRSを巡っては、日本基準とIFRSとの差異を縮めていく“コンバージェンス”が進められている他、日本企業（あるいは一部の日本企業）にIFRSを強制適用させる“アドプション”も検討されてきました。アドプションに関しては、平成25年6月に金融庁から公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」において、「未だその判断をすべき状況にないものとする」とされ、当面その結論は先送りされることになりました。一方で、当該報告書では、IFRSの任意適用企業の拡大を図るために、①IFRSを任意適用する要件の緩和、②IFRS適用（取り込み）方法の追加（エンドースメントの仕組み導入）、が行われることになりました。今般公表された修正国際基準は、②の取組として行われたものです。

コンバージェンスや任意適用企業の拡大

（あるいはアドプション）を図る背景は、以下のような点です。まず、資本市場の国際化が進展する中で、資本市場の重要なインフラである会計基準は国際的な調和（基準の統一化）が避けられず、それはIFRSになる可能性が高いと考えられます。そうした状況下で、仮に日本基準が世界的に異質な基準であれば、その基準で会計報告が行われる日本企業は正当に評価されなくなる恐れがあり、結果的に資金の調達にも影響が及ぶ懸念があります。そうした事態を避けるためにはコンバージェンスや日本企業がIFRSを適用することが必要となります。

さらに、日本企業がIFRSをあまり適用していない状況であると、IASB（国際会計基準審議会＝IFRSの開発主体）における日本の発言力が低下する懸念があります。日本企業が適用していない基準に対して、日本の会計基準の監督主体（金融庁）あるいは



開発主体（ASBJ）が強い発言力を維持できるとは思えないからです。IFRS と日本基準はコンバージェンスを推進しており、すでに一部の日本企業は IFRS を適用していま

す。その IFRS に対する発言力が低下し、日本の意見が反映されない基準が作成されるのは好ましくありません。その意味でも適用企業の拡大が必要となるわけです。

（図表 1）IFRS 任意適用者数拡大に向けた取り組み

IFRS任意適用拡大に向けた動き		
金融庁 （企業会計審議会）	2014年10月	任意適用の拡大、日本としてあるべきIFRSを発信するため会計部会を設置
	2015年4月	すでに任意適用している会社の事例を集めた「IFRS適用レポート」を公表
日本経団連	2014年1月	各企業の今後のIFRS任意適用に向けた参考資料として、『IFRS任意適用に関する実務対応参考資料集』を作成・公表
自由民主党	2014年5月	『日本再生ビジョン』に、2016年末までに任意適用企業を300社まで拡大することを目指す旨を記載
内閣 （日本経済再生本部）	2014年6月	『「日本再興戦略」改訂2014』に、以下の3点の具体的施策を明記 ① IFRSの任意適用企業の拡大促進に努める ② IFRS移行を検討する企業に向けた参考資料として、『IFRS適用レポート』を作成・公表（金融庁が実行） ③ 上場企業に対し、会計基準選択に関する基本的な考え方を投資家に説明するよう東京証券取引所から促す
	2015年6月	「日本再興戦略2015」においてIFRS任意適用企業のさらなる拡大促進を明記
日本取引所グループ （東京証券取引所）	2014年4月	日本取引所グループ自ら2015年3月期からIFRSを任意適用する旨を公表
	2014年11月	2015年3月期以降の決算短信において会計基準の選択に関する基本的な考え方を記載するよう要請（IFRS適用の検討の有無などを記載する）

このため政策面でも任意適用企業の拡大を目指すという方向性が打ち出されています。政府は「日本再興戦略 2014」の中で IFRS 任意適用企業の拡大やそのための施策を明記し（自由民主党は「日本再生ビジョン」の中で、2016 年末までの任意適用企業 300

社を目指すとしています）、金融庁や日本証券取引所は、その「日本再興戦略 2014」で示された施策、具体的には、“IFRS 適用レポート”の公表や上場企業における会計基準の選択に関する考え方の投資家への開示要請などを行っています。

2. 修正国際基準の概要

修正国際基準（正式名称は「国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準」：英語では“Japan’s Modified International Accounting Standards (JMIS)”）は、前記のとおり、IFRS の基準についてエンドースメント手続きを経て作成された基準です。エンドースメントとは、IFRS の個別基準毎にその内容を検討し、必要に応じて削除や修正を行い、基準を導入するという方法です。

会計基準委員会によるエンドースメント作業は、まず IFRS と日本基準との差異を洗い出し、そのうえで個々の基準の削除や修正を行うという手順で進められました。差異については、①会計基準の基本的な考え方、②実務上の困難さ、③周辺制度との関連（業界規制の存在や適用時のコスト負担など）の3つの要因に分類されましたが、一方で、日本として“あるべき IFRS を発信する”という立場から、修正点は最小限に抑

える方針が確認されました。

その結果、修正点は“会計基準の基本的な考え方”に絞り込まれることになり、純粋なIFRSと修正国際基準の差異は、“のれんの取扱い”と“その他の包括利益（Other Comprehensive Income、以下OCIと言います）の組替処理の取扱い”の2点となりました。前者は、IFRSではのれんを償却しない

のに対し、修正国際基準では一定期間で償却します。後者に関しては、IFRSではOCIでの評価を選択した資本性金融商品（株式等）や退職給付の再測定をその後損益計算書に損益として計上しないのに対し、修正国際基準ではその後損益計算書に計上し、純損益に振り替える処理（組替処理＝リサイクリング）を行うこととなります。

3. 各基準における退職給付の取扱いの差異

修正国際基準の策定により、日本企業が適用できる会計基準は、日本基準、米国基準、国際会計基準、修正国際基準の4つとなります。退職給付に関しては、この4基準すべてで処理方法が異なっています。

日本基準との関連で他の基準との差異を比較する（図表2）と、米国基準とはコリダールール（数理計算上の差異が一定範囲以内に収まっている場合は費用として償却することを要しない）の有無や割引率に関する重要性基準の有無などが異なります。もっとも、他の基準と比べると日本基準とは比較的近いと考えられます。

IFRSは期待運用収益が廃止され、利息費

用と利息収益の差額である純利息が費用要素となり、OCIをリサイクリングしないという点で日本基準とは大きく異なります。

修正国際基準はベースがIFRSであるため、期待運用収益がないこと、割引率の重要性基準がないこと、などが相違点になります。OCIに計上された再測定がリサイクリングされるという点は日本基準と同様ですが、日本基準では数理計算上の差異について“従業員の平均残存勤務年数の一定期間内”で処理するのに対し、修正国際基準では“従業員の平均残存勤務年数”で処理することとなります。また、再測定と数理計算上の差異は算出根拠が若干異なります。

（図表2）各基準における退職給付の取扱いの差異

	修正国際基準	IFRS(IAS19号)	日本基準	米国基準
退職給付費用	勤務費用＋純利息＋再測定の費用処理額(OCIに計上された再測定の遅延認識による処理額＝リサイクリング) 処理期間は平均残存勤務年数 期待運用収益はなし	勤務費用＋純利息 期待運用収益はなし	勤務費用＋利息費用－期待運用収益＋数理計算上の差異・過去勤務費用の費用処理額(OCIに計上された残高の遅延認識による処理額＝リサイクリング) 処理期間は平均残存勤務年数以内の一定期間	同左(ただし、処理期間は従業員の平均残存勤務年数、また下に示したコリダールールあり)
期待運用収益	なし		期首年金資産×期待運用収益率で算出	資産の市場運動価値×期待運用収益率で算出(市場運動価値は時価または5年を超えない期間の平滑化価値)
過去勤務費用	発生した期に勤務費用として全額計上	同左	OCIに計上し、損益計算書に遅延認識(リサイクリング)	同左
割引率に関する重要性基準	なし	なし	あり(変動が10%以内に収まる場合は割引率変更の必要なし)	なし
コリダールール	なし	なし	なし	数理計算上の差異の残高がPBO、年金資産いずれか大きい方の10%以内の場合は償却の必要なし

(注)数理計算上の差異及び再測定、過去勤務費用の処理年数は修正国際基準では平均残存勤務年数、日本基準は平均残存勤務年数以内の一定期間

処理方法が異なれば、当然結果は異なってきます。図表3に一定の条件を想定して4つの基準で退職給付費用を算出しています。このシミュレーションではIFRS及び修正国際基準の費用が低くなっていますが、このケースにおいて、日本基準及び修正国

際基準では損益計算書で処理される数理計算上の差異が費用の増加要因であり、IFRS及び修正国際基準では一括処理される過去勤務費用が費用の減少要因であるためです。これらが逆であれば、反対の結果が出るわけです。

(図表3) 適用可能な4基準による退職給付費用シミュレーション

		日本基準		米国基準		
退職給付債務	期首退職給債務		100			
	勤務費用		5		5.0	
	利息費用		2		2.0	
	数理計算上の差異(再測定)		5		▲2.0	
	過去勤務費用		▲5		▲2.0	
	給付額		▲5		2.0	
	期末退職給付債務		102		0.0	
年金資産	期首年金資産		80			
	実際の運用収益		▲5			
	日本	(期待運用収益)		2		5.0
		(数理計算上の差異)		▲5		2.0
	IFRS	(利息収益)		2		▲1.6
		(再測定)		▲5		▲5.0
	給付額		▲5		▲5.0	
	掛金拠出額		5		0.0	
	再測定の処理額			1.0		1.0
	期末年金資産		77			0.4
退職給付費用		6.5			4.5	

(注1) 割引率は2%、期待運用収益率は2.5%

(注2) 当期以前に数理計算上の差異、過去勤務費用は発生していないものとする。数理計算上の差異は発生年度から処理するものとし、日本基準では5年で処理するものとした。米国基準では残高が10%以内(10%)であるため償却を要しない

このように数理計算上の差異の発生状況(差益か差損か)、過去勤務費用の発生の有無やその状況(債務の増加か減少か)などで退職給付費用の大小関係が異なることになるわけです。そのため異なった会計基準を適用している企業同士で利益水準や収益力等を正確に比較しようとする場合には、同じ基準が適用されたとみなして比較することが必要になります。

同じ基準に数値を修正する場合、常識的

にはIFRSのベースに数値を組替えると考えられます。なぜなら、IFRSが最も恣意性を伴わない基準であるからです。他の基準は、期待運用収益率の水準、数理計算上の差異の処理年数、さらには割引率に関する重要性基準やコリダールールなど報告企業の状況や会計処理方針に応じて数値が変化する部分が多いからです(ただし、このことでIFRSが他の基準と比べ優れているというわけではありません)。

なお、修正を施すには、会計基準に精通していることが必要です。これはひとえに分析を行う専門家（アナリスト等）の技量や知識の問題ではありますが、ただでさえ

難しいと言われる退職給付会計において、複数の基準をすべて正確に理解しておくことは、容易なことではないかもしれません。

3. 最後に

修正国際基準は、あくまで日本の会計基準であり、修正国際基準を適用した会社がIFRSを適用したとみなされるわけではありません。この点に関しては、すでに修正国際基準の作成段階において、IASBから表明されていました。このため、IFRSの任意適用を意識している会社が、修正国際基準を適用することは考えにくい状況です。

修正国際基準を適用していれば、将来IFRSが強制適用された際に対応が容易になるという見方をすることができなくはありません。ただ、そのためにあえて二度手間になる段階的な対応をしておく必要もありません。このように考えると、多くの日本

企業がこの修正国際基準を適用するような状況は想定しづらいと考えられます。一方で、適用しようとする企業が少ないと想定される状況においては、修正国際基準の適用を前向きに検討している企業も二の足を踏むことになる可能性があります。結果的に、適用する企業はごく少数にとどまる公算が大きいと思われます。ただ、修正国際基準は、この基準を適用する企業を増やすことが主たる目的であったわけではありません。目的の1つは“あるべきIFRSの発信”であったわけですから、その目的については達成されていると言えます。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野 正徳

<コラム> アドリブ経済時評

世界最小の洗濯機は省エネ、省資源

最近、久しぶりに、なるほどなあという電機製品を見つけた。

世界最小という手のひらサイズの円筒形の洗濯機である。「コットン」と名付けられていて、汚れた部分に液体洗剤を塗り、水を入れたコットンを当てると、先端のヘッドが1分間に700回連打、繊維から汚れを押し出し、下に敷いたキッチンペーパーに移すというものである。ほんの少しの水でも洗濯できる。

1万円ちょっとするようだが、丸洗いするのではなく汚れた部分だけをきれいにする発想の転換から生まれたという。エコ、CO₂削減、水の節約である。

今みたいに暑いと、丸洗いの洗濯機にはかなわないかもしれないが、寒い時の襟元や袖だけチョイチョイと綺麗にしたいというニーズや、レストランなどに備えて客の衣服のシミを抜くなど、使い道はいろいろ考えられる。

ネットで販売しているようだから、興味のある方はご覧いただきたい。

こういうのを、経営学だろうか「マルチ・サイド・プラットフォーム（MSP）型の価値共創」というのだそうだ。

まあ、難しく言わなくても、紙おむつが赤ん坊と老人の両方に使われるようなものだろう。

それにしても、発想の転換ということがほんとうに重要になってきた。

昔、戦後すぐに三種の神器と言われた「テレビ」「冷蔵庫」「洗濯機」は誰でもが欲しがって爆発的に売れるものだった。また、その後、新三種の神器として「カー」「クーラー」「カラーテレビ」を3Cと言っていたが、ニーズは旧神器ほどではなくても、生活の質を上げるために、皆がどうしても欲しいという類のものだった。

それに比べて、今は、そのようなものが見当たらない。というよりも、もう、ないのだろう。いや、それよりも、省資源、CO₂削減の視点が重要になってきた。

幸いなことに、わが国には、思いつきさえすれば実行できる技術は揃っている。

上手くネットを使えば、あっと言う間に「拡散」することもできる。

あと、必要なことは「発想する能力」を鍛えるだけということだろうか。教育の問題なのだろうか。

【2015/7/27】

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋

- ▶ 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ▶ 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- ▶ 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- ▶ 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- ▶ 当レポートの著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- ▶ 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。

